

# その工事、事前確認受けてますか？

## ～消防法、建築基準法の遵守について～

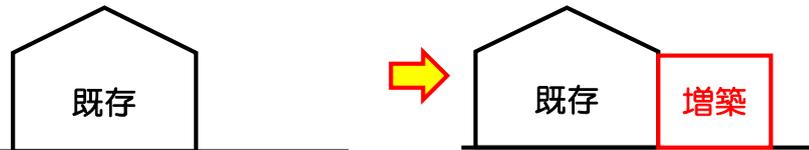
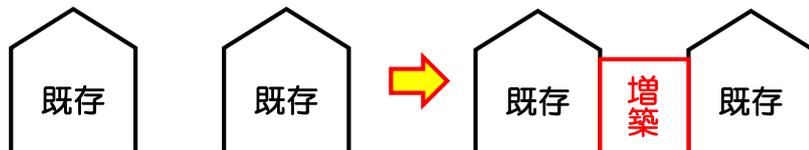
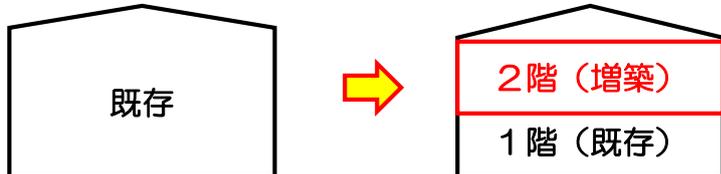
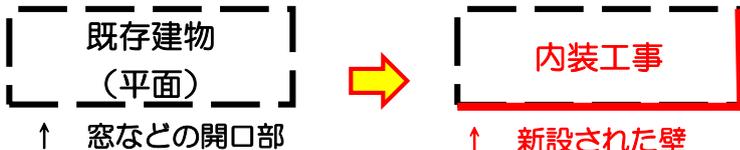
建物において事業を行う際には、事業の許認可に係る関係法令だけでなく、**消防法や建築基準法などの法令も遵守しなければなりません。**

特に既存の建物において次の行為を行う場合は、**建物の所有者に対してその旨を知らせると共に、消防法や建築基準法に詳しい建築士や施工業者と相談し、法令への適合性について十分確認を行う必要**があります

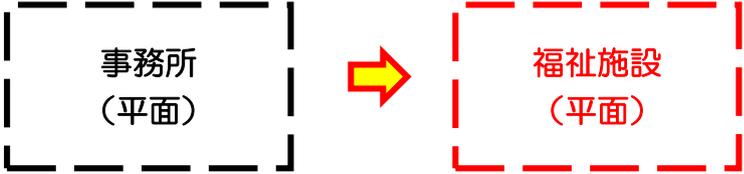
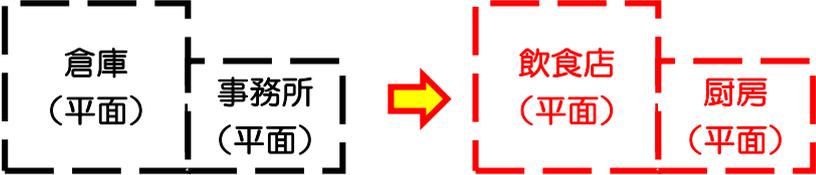
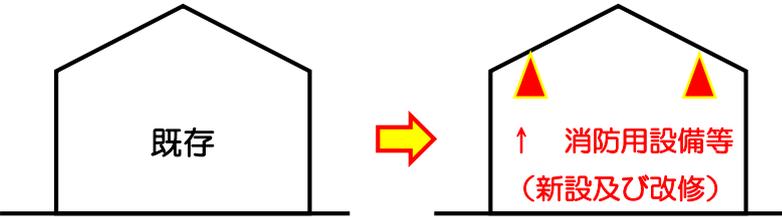
消防法・建築基準法への適合に関して不明な点がございましたら、事業開始に伴い工事を行う部分の図面や建物全体の図面をご用意いただき、**春日井市消防本部予防課及び春日井市建築指導課まで相談した上**で、事業を開始するための申請・届出等の手続きを行うようお願いいたします。

予 防 課



工 事 区 分	法令の適合性の確認の有無	
	消防法	建築基準法
<p>◆既存の建物に増築するとき</p> <p>例1：建物を大きくする</p>  <p>例2：別の建物と屋根で接続する</p>  <p>例3：建物内に新たに階を増やす</p> 	必要	必要
<p>◆既存の建物をリフォームするとき</p> <p>例1：内装工事等で既存の窓を塞ぐ</p>  <p>例2：間仕切壁を設けて、部屋を細かく仕切る</p> 	必要	必要

※ 原則、建築確認申請の手続きが必要となります。

<p>◆既存の建物の用途を変えるとき</p> <p>例1：事務所の建物で、新たに福祉施設をはじめ</p>  <p>例2：倉庫の建物で、新たに飲食店を始め</p> 	<p>必要</p>	<p><b>必要</b></p> <p>※ 用途を変更する部分の床面積が100㎡を超える場合は、建築確認申請の手続きが必要となります。</p> <p>※ 例1・例2以外であっても、申請手続きが必要となる場合がありますので事前に確認してください。</p>
<p>◆消防用設備等を新設又は改修するとき</p> 	<p>必要</p>	<p>不要</p>

- ※ 区分欄に記載した事項は、あくまでも一例を示したものです。
- ※ 事前相談を円滑に進めるため、事前に建築士や施工業者に法令適合の確認を行うようお願いします。
- ※ 厨房設備や火気使用設備を設けるときは、消防法令への適合性の確認をお願いします。
- ※ 相談内容によっては、工事を行う建築士や施工業者への聞き取りを行うことや、建物に関する詳細図面(確認済証や確認通知書に添付された図面・竣工図)を必要とすることがあります。



## 春日井市消防本部からのお願い



事前に相談なく、上記の工事等を行った場合は、新たに消防用設備等の設置が必要となり、消防法令に適合させるために、思わぬ出費を強いられることがあります。

必ず、事前に工事内容について、ご相談いただくようお願いします。

既存の建物の増改築等の工事に関するお問い合わせは・・・  
 春日井市消防本部予防課 査察指導担当 Tel.0568-85-6388

